

仕 様 書①

(岡山市立岡山学校給食センター分)

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市中区赤田151-1 岡山市立岡山学校給食センター
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	産業用
供 給 電 気 方 式	交流3相3線式
受 電 電 圧	6000V
標 準 周 波 数	60Hz
受 電 方 式	1回線受電
契 約 電 力	131kW (契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	131, 100kWh (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和6年4月1日 0:00 ~ 令和7年3月31日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	有 (検針日は原則毎月1日)
需 給 地 点	岡山市立岡山学校給食センターキュービクル内の断路器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	配電線路柱上に施設した気中開閉器の負荷側接続点
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	無
予 備 電 力 の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。

仕 様 書②

(岡山市立上道学校給食センター分)

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市東区南古都 7 1 6 岡山市立上道学校給食センター
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	産業用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線 式
受 電 電 圧	6 0 0 0 V
標 準 周 波 数	6 0 H z
受 電 方 式	1 回 線 受 電
契 約 電 力	9 1 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	1 0 0 %
予 定 使 用 電 力 量	6 7, 2 0 0 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 7 年 3 月 3 1 日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	有 (検針日は原則毎月 1 日)
需 給 地 点	構内第 1 柱の開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	有 (太陽光発電 売電有り)
予 備 電 力 の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。

仕 様 書③

(岡山市立興除学校給食センター分)

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市南区中畦 5 9 3 岡山市立興除学校給食センター
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	産業用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線 式
受 電 電 圧	6 0 0 0 V
標 準 周 波 数	6 0 H z
受 電 方 式	1 回 線 受 電
契 約 電 力	5 5 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	1 0 0 %
予 定 使 用 電 力 量	4 3, 6 0 0 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 7 年 3 月 3 1 日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	有 (検針日は原則毎月 1 日)
需 給 地 点	構内第 1 柱の開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	無
予 備 電 力 の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。

仕 様 書④

(岡山市立灘崎学校給食センター分)

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市南区片岡 805 岡山市立灘崎学校給食センター
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	産業用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線 式
受 電 電 圧	6 0 0 0 V
標 準 周 波 数	6 0 H z
受 電 方 式	1 回 線 受 電
契 約 電 力	6 1 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	1 0 0 %
予 定 使 用 電 力 量	6 1, 5 0 0 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 7 年 3 月 3 1 日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	有 (検針日は原則毎月 1 日)
需 給 地 点	構内引込柱上の開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	無
予 備 電 力 の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。

仕 様 書⑤

(岡山市立瀬戸学校給食センター分)

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市東区瀬戸町光明谷 1 8 6 - 1 岡山市立瀬戸学校給食センター
受 電 設 備	キュービクル
業 種 及 び 用 途	産業用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線 式
受 電 電 圧	6 0 0 0 V
標 準 周 波 数	6 0 H z
受 電 方 式	1 回 線 受 電
契 約 電 力	6 5 k W (契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	1 0 0 %
予 定 使 用 電 力 量	6 4, 3 0 0 k W h (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 0:00 ~ 令和 7 年 3 月 3 1 日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	有 (検針日は原則毎月 1 日)
需 給 地 点	構内第 1 柱の気中開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合についても、他の電気事業者から電力を確保する等、業務に支障が生じることがないようにすること。
常 用 発 電 設 備 の 有 無	無
予 備 電 力 の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。 ・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。 ・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。 ・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。 ・ 燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。